

(下線の部分は改正部分)

独立行政法人平和祈念事業特別基金中期目標（案）

平成22年 月 日
総務大臣 原口 一博

序文

独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「基金」という。）は、昭和63年7月に認可法人として発足して以来約20年にわたり、今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、恩給欠格者（旧軍人軍属であつて年金たる恩給又は旧軍人軍属としての在職に関連する年金たる給付を受ける権利を有しない者）、戦後強制抑留者（昭和20年8月9日以来の戦争の結果、同年9月2日以後ソヴィエト社会主義共和国連邦又はモンゴル人民共和国の地域において強制抑留された者で本邦に帰還した者）、引揚者（今次の大戦の終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げた者）等（以下「関係者」という。）の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対して慰藉の念を示す事業を行ってきた。

平成22年6月、戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法（平成22年法律第45号。以下「特別措置法」という。）が成立し、基金は、戦後強制抑留者に特別給付金を支給した後、平成25年4月1日までに解散するとともに、平成22年10月以降はこれまでの慰藉の念を示す事業を行わないこととされたところである。

このため、特別給付金支給事業を着実かつ効率的に推進するとともに、平成22年9月には平和祈念展示資料館の資料を確実に国に引き継ぐ必要があることから、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第29条の規定に基づき、基金が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を以下のとおり定める。

第1 中期目標の期間

平成20年4月から平成25年3月までの5年間とする。

第2 業務運営の効率化に関する事項

1 業務経費の削減

- (1) 業務の効率化を進め、平成22年9月までの2年6月間においては、経費総額（特別給付金支給事業及び特別記念事業等経費を除く。）について、前期末事業年度（平成19事業年度）に対する平成22事業年度の割合を75%以下とする。
- (2) 「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）及び「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006について」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員に準じた人件費削減を行い、必要最小限の人員で着実な取組を行う。
- (3) 給与水準について、国家公務員と比べ、また、社会的に理解が得られる水準とし

て適正かどうか検証し、必要に応じ適切な措置を講ずるとともに、その検証結果や講ずる措置について公表する。

2 組織運営の効率化

現行の運営体制を検証し、より機能的な組織体制の構築、人員配置の見直し等を行うことにより、組織運営の合理化・効率化を推進する。

3 随意契約の見直し

- (1) 「独立行政法人整理合理化計画に係る基本方針」（平成19年8月10日閣議決定）、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定、以下「整理合理化計画」という。）に基づき、基金が策定した「随意契約見直し計画」に基づく取組を着実に実施するとともに、その取組状況を公表し、随意契約の適正化を推進する。
- (2) 随意契約の見直しを含む入札及び契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査において、厳正にチェックを受けるものとする。

さらに、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づき、契約監視委員会において競争性のない随意契約等の見直しを行うなど、契約状況の点検・見直しを進めるものとする。

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 資料の収集、保管及び展示

(1) 資料の収集

関係者の労苦に関する資料（以下「関係資料」という。）の収集を行う。

(2) 資料の保管

- ① 保有している関係資料について、体系的な整理を行い、適切な保管を行う。
- ② 保有している関係資料のうち、特に貴重なものについては、次代に確実に引き継ぐことができるよう、適切な保存措置を講ずる。
- ③ 保有している関係資料の電子データ化を積極的に進める。

(3) 資料の展示

- ① 関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、平和祈念展示資料館における展示内容を充実させ、運営体制の見直し、適切な広報活動等を行う。

平和祈念展示資料館への平成22年9月までの2年6月間における入館者数が13万人以上となるよう努める。

- ② 平和祈念展示資料館における展示以外にも、全国各地において、展示会等を積極的に開催する。
- ③ 平和祈念展示資料館の入館者等に対するアンケートを実施し、意見・要望の把握を行う。
- ④ ホームページを利用した提供を行う。
- ⑤ 展示の幅を広げるために、関係資料の貸出しを行う。

(4) 基金解散後の資料等の在り方

基金解散後の総務省における資料等の記録・保存等の在り方についての検討状況（以下「基金解散後の資料等の在り方の検討状況」という。）を踏まえ、適時適切な目標管理を行いつつ、資料等の円滑な移行等のための準備作業を適切に進める。

2 調査研究

- (1) 関係者の労苦についての調査研究を計画的に進め、その実態の把握を進める。
- (2) 外国に所在する関係資料の調査を行う。
- (3) これまでの調査研究の成果を後世に分かりやすく伝えることができるよう、基金解散までの間にそのとりまとめを行う。

3 記録の作成・頒布、講演会等の実施等

(1) 記録の作成・頒布

- ① 調査研究の成果等を有効に活用するため、これらの整理・電子データ化を進め、総合的な管理システムを構築する。
- ② ホームページ等を利用した提供を行う。
- ③ 調査研究の成果の出版、証言集の作成等を行う。

(2) 講演会等の実施

関係者の労苦をより多くの国民に理解してもらうため、全国各地において、講演会等を積極的に実施する。

(3) 語り部の育成

関係者が体験した労苦を伝えることができるよう、いわゆる「語り部」を育成する。

(4) 催し等への助成

関係団体が実施する慰霊事業等に対する助成を行う。

4 書状等の贈呈事業

関係者に対する書状等の贈呈事業への請求（平成19年3月31日に受付終了）のうち、未処理案件を迅速に処理する。

5 特別記念事業等

(1) 特別記念事業の実施

関係者本人に対して慰労品を贈呈する特別記念事業を実施する。

(2) 特別記念事業の請求期間

関係者からの慰労品の請求の受付は平成19年4月1日から平成21年3月31日までの2年間とする。

(3) 特別記念事業に要する経費

上記請求期間内に受け付ける特別記念事業に要する費用については、廃止法第2条の規定に基づき、基金の資本金を取り崩して充てることとし、その総額は200億円を目途とする。

(4) 特別記念事業実施の周知

特別記念事業の実施に当たっては、できる限り多くの関係者に慰労の品を贈呈できるよう、特別記念事業の意義及び内容について積極的かつきめ細かに広報活動を実施するとともに、書状等贈呈事業の既贈呈者へのお知らせを実施することにより、その周知の徹底を図る。

(5) 標準期間の設定

関係者による請求から認定までの標準的な審査期間を次のとおりとする。

- ① 書状等贈呈事業の贈呈者であって、上記(4)のお知らせを受けて請求してきた者については3週間
- ② 書状等贈呈事業の贈呈者であって、①以外の者については1か月
- ③ 上記以外の者については3か月

(6) 戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑の建立

戦後強制抑留、引揚に係る慰霊碑を、関係者等と調整の上、各々建立する。なお、これに要する経費については、廃止法第2条の規定に基づき基金の資本金を取り崩して充てる。

6 特別給付金支給事業

(1) 特別給付金の支給

戦後強制抑留者（平成22年6月16日において日本国籍を有する者）に対して特別給付金を支給する特別給付金支給事業を実施する。

(2) 特別給付金支給事業の請求期間

戦後強制抑留者からの特別給付金の請求の受付は特別措置法附則第2条により政令で定める日の翌日から平成24年3月31日までとする。

(3) 特別給付金支給事業に要する経費

特別給付金支給事業に要する費用については、事務費を含め200億円とする。

(4) 特別給付金支給事業実施の周知

特別給付金支給事業の実施に当たっては、確実に対象者に給付できるよう、特別記念事業の既贈呈者へのお知らせを実施するなど、きめ細かく広報活動を実施して、その周知の徹底を図る。

(5) 標準期間の設定

関係者による請求から認定までの標準的な審査期間を次のとおりとする。

- ① 特別記念事業の既贈呈者であって、上記(4)のお知らせを受けて請求してきた者については1か月
- ② 上記以外の者については3か月

7 その他の重点事項

- (1) 関係者の労苦に対する国民の理解の促進、関係者への事業内容の周知等に必要な広報を効果的に実施する。
- (2) ホームページの内容の充実を行い、各事業年度においてアクセス数が75万件以上となるよう努める。
- (3) 地方公共団体との連携強化を推進する。
- (4) 全国の関係資料館とのネットワーク化を推進する。

(5) 外国の関係機関との関係の強化を目指す。

(6) 基金の解散に向けた業務の整理を計画的に実施する。また、整理合理化計画に基づき、解散に伴う職員の雇用問題について適切に対処する。

第4 財務内容の改善に関する事項

運用資金を適切に運用して自己収入の確保に努め、「第2 業務運営の効率化に関する事項」で定める事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 環境保全の観点から、環境に与える影響に配慮した業務運営を行う。
- 2 常設の展示資料館における危機対応マニュアルを作成する等危機管理体制の整備を行う。
- 3 メンタルヘルス、人権等への適切な対応、女性に配慮した職場環境の形成を行う。
- 4 整理合理化計画に基づき、内部統制・ガバナンス強化に向けて、適切な体制を整備する。

第6 経過規定

- 1 第3の1～5の事業については、平成22年10月以降は実施しないものとする。
なお、これらの残務処理を適切に行うものとする。
- 2 第3の7及び第5の2については、平成22年10月以降、適用しない。